

20年間の推移

過去の記録と記憶は同じですか？

		2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
人口密度	1 km ² 当たり	9,967人	9,800人	9,700人	9,342人	9,051人
世帯人数	1世帯平均	2.4人	2.3人	2.2人	2.1人	2.0人
出生	1日に	5.4人	5.4人	5.2人	4.2人	3.5人
死亡者	1日に	4.9人	5.7人	6.0人	6.5人	8.5人
転入	1日に	24.1人	24.2人	20.6人	19.8人	22.9人
転出	1日に	30.6人	24.9人	23.9人	20.6人	20.6人
結婚	1日に	3.6組	3.5組	3.0組	2.5組	2.4組
離婚	1日に	1.7組	1.6組	1.2組	1.2組	1.0組
高齢化率	(%)	16.94	22.20	27.2	29.85	30.01
市職員	1人当たりの市民数	137人	171人	209人	189人	182人
先生	1人当たりの児童数	21.2人	18.8人	17.1人	15.6人	13.2人
交通事故	1日に	4.8件	3.6件	2.4件	2.2件	2.1件
火災	1日に	0.3件	0.3件	0.2件	0.1件	0.2件
救急搬送	1日に	30.9件	28.6件	36.1件	37.7件	50.2件
私鉄	1日の乗客数は	85千人	78千人	76千人	76千人	67千人
バス	1日の乗降客数は	49,653人	42,599人	46,256人	48,454人	44,381人
商店	1店当たりの世帯数	54世帯	65世帯	110世帯	112世帯	112世帯
製造業	1日当りの出荷額	6億円	4億円	5億円	5億円	5億円
ガス(m ³)	1日当りの使用量	160千	158千	147千	132千	—
水道(m ³)	1日当りの使用量	74千	70千	68千	63千	61千
ゴミ	1日当りの排出量	297トン	265トン	258トン	180トン	160トン
図書館	1日当りの貸出冊数	2,759冊	3,214冊	3,286冊	2,342冊	2,479冊
市税	1人当たり	110,247円	117,201円	118,886円	125,190円	129,477円

行政が公表している数字を、20年間の推移として5年毎に取り上げたものですが、「寝屋川市の歴史」と言えます。

大きく増えたものは、「死亡者」1.7倍、「高齢化率」1.7倍、「救急搬送」1.6倍などがあります。逆に、減ったものは「出生数」35%減、「転出者数」33%減、「結婚」33%減、「離婚」41%減、「先生1人当たりの児童数」38%減、「交通事故」56%減、「私鉄の乗客数」22%減、「ゴミの排出量」42%減です。

「1人当たりの市税」は、経済成長がなかった期間だったにもかかわらず17%増加しています。

徐々に変わってきたことから「本当？」と驚かれる推移結果もあるのではないのでしょうか。

この数字は、結果を表したものに過ぎません。

様々な政策に取り組むことで誘導してきた結果が顕著に出ているものもありますが、行政発信の政策では市民の行動変容につながりきらないものもあります。

社会課題となっている事象に対し、過去からの推移をもとに将来予測を行うことで、その課題に先回りをした対策が可能になると考えています。

ただ、何となく思い込んでいる社会の姿を、客観的な数字として示すことで真の姿として捉え、その結果に至った仮説を設定し、望まれる社会像にアプローチする重要なツールの1つです。

更に、他市比較することで、具体的な行政サービスの立案のヒントにもなります。

空き家対策で都市のスポンジ化を解消へ

空き家を流通させるための空き家税が制定されました。

賃貸にも売りにも出ていない空き家に課税することによって、利活用のきっかけづくりの目的ではありますが、「法定外税」としていることから、政策実現のために必要な税収の確保も目的となります。

それが「法定外目的税」であれば、その増えた税収の使い道は制限されますが、本市の場合「法定外普通税」という使い道の間口が広い制度を採用したことから曖昧な制度に陥る可能性があります。

その懸念から、空き家の利活用につながる取り組みに特化した目的税に近い使い道とするよう、委員会で提言しました。

これからのポイントは「課税客体の捕捉」

「税の公平性」を厳守することは絶対条件であり、さらに「加重負担にならない」ことが求められます。今後、総務省との協議となりますが、本市で考えている課税客体の把握方法は以下のようになります。

- ①不動産登記簿謄本で住宅を抽出
- ②住民基本台帳と突合
- ③住民票有りの場合、水道の使用状況を確認
- ④固定資産台帳で、免税点以下は除外
- ⑤「照会文書」を送付 → 免除対象者の確定
- ⑥空き家の現地調査

このような手順を踏まえ、「課税対象者リスト」が毎年1月1日に認定することが想定されています。

今以上に「空き家」の増加が本格化する時代に

住宅・土地統計調査は全数調査でないことから、実態を表しているものではありませんが、本市の状況を知る上で有効な統計です。

	住宅総数	空き家					(単位：戸)
		総数	賃貸用	売却用	二次的住宅	対象となる空き家	
令和5年	116,110	15,450	8,120	920	310		6,100
平成30年	117,140	17,200	9,640	1,190	200		6,150

以下の表は、令和2年の国勢調査結果です。单身や高齢者のみの住宅は、将来空き家となる可能性が高いと想定されますが、これだけのボリュームがあります。

	総数	65歳未満の单身	65歳以上の单身		高齢者のみ世帯
				75歳以上の单身	
	99,730	14,660	17,330	10,500	28,650
一戸建て	51,500	3,410	8,740	6,050	15,190
長屋建	3,500	60	810	460	1,340
共同住宅	44,740	10,680	7,770	3,980	12,120

腐朽・破損がある住宅総数は6,670戸（持ち家2,920戸、民営借家2,260戸など）。持ち家では84%が、民営借家では72%が、築25年以上の住宅です。

住宅の購入（総数63,630戸）に当たっては、中古住宅の購入が19,310戸という状況です。その内、リフォーム前の住宅購入が76%です。

一方で、新たに建設される住宅数は、令和6年653戸、令和5年1,126戸、令和4年1,348戸、令和3年459戸、令和2年391戸と、この5年間で約4,000戸増えています。

本市において「空き家対策」は議会でリードをしてきた経緯があります。今の「特定空き家」の条文作成段階で「現に住んでいない」＝「空き家」に定義づけられないかを模索しました。また、「空き家を解体した場合、固定資産税の増加を一定期間免除する」ことを議論し、結果として本市に導入できませんでしたが、千葉市において同様の制度の導入が決定しました。

空き家対策は、人口の年齢構成をリバランスするための有効な政策であり、まちづくりや地域コミュニティの活性化にも貢献するものだと考えており、千葉市など他市の成果に注視しつつ、具体的な政策提言を行ってまいります。